

新型コロナウイルス感染症

療養期間が変更されました (9月14日時点)

市新型コロナ受診相談センター

どこに受診したらいいかわからない場合などは、吹田市新型コロナ受診相談センター(平日午前9時~午後5時30分☎7178・1370 夜間・休日☎050・3531・4455☎6339・2058)へ相談してください。

市では、新型コロナウイルス感染症にかかわる相談や感染対策の啓発を行っています。新型コロナウイルス感染症への対応は状況により変更します。最新の情報は市ホームページで確認してください。
☎地域保健課(出口町☎6339・2227☎6339・2058)



市ホームページ

陽性者の療養期間(隔離期間)

9月7日から、入院患者や高齢者施設の入居者を除く有症状者は7日間に、無症状者は5日目に検査キットで陰性を確認することを条件に、5日間に療養期間(隔離期間)が短縮されました。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	
	例10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12	
有症状者 ※入院患者・高齢者施設入居者は除く	発症日	療養期間(7日間)							療養解除				
						症状軽快※1	24時間						
有症状の入院患者・高齢者施設入居者	発症日	療養期間(10日間)									療養解除		
							症状軽快※1	72時間					
無症状者	検体採取日※2	療養期間(7日間) 療養中に症状が出たら、有症状者の0日目へ							療養解除				
		療養期間(5日間) 検査で陽性や症状が出たら、有症状者の0日目へ					療養解除						
					検査※3で陰性								

※1…症状軽快とは、解熱剤を使わなくても37.5度以上の発熱がなく、呼吸器症状が改善傾向である場合を指します。

※2…検体採取日とは、陽性判定となる検体を採取した日を指します。

※3…抗原定性検査キットは必ず、国が承認したことを示す「対外診断用医薬品」と表示されたもので、有効期限内のものを利用してください。

療養期間が終わっても 10日目までは感染リスクあり

次のことに注意し、ほかの人に感染を広めないよう感染対策を徹底しましょう。

- 検温など自身で健康状態を確認する
- 高齢者との接触を避ける
- 高齢者施設や混雑した場所など、感染リスクの高い場所への不要不急の訪問や利用は避ける
- 会食を避ける
- マスクを着用する

療養期間中の外出自粛

症状が軽くなってから24時間経過した人や、もともと無症状だった人は、次の2点を条件に、食料品の買い出しなど、必要最小限の外出はしても構いません。

- 外出時や人と接するときは短時間とし、必ずマスクを着用する
- 移動時は公共交通機関を使わない